

 **いただいたご意見と回答****ご意見**

公立学校のPTAの入退会は任意です。その点を、区内の全学校に徹底してください。文部科学省もそういう見解です。

経済的事情や信条でPTAに加入しない家庭を差別しないように、してください。不利益取り扱いが生じれば、これは、憲法上の人権問題になります。

自治会も任意加入ですので、その点、周知をお願いします。

回答

江東区教育委員会は、PTAについて、子どもを学校に通わせている父母と教師からなる社会教育団体であり、研修や活動を通して形成された親のネットワークは学校教育をより豊かにするだけでなく、子どもたちの安全・安心な環境を整備することからもその必要性は大変重要なものであると認識しております。また、近年では、都市化が進み、コミュニティ意識が希薄化しているなかで、地域教育力の主体として多様な地域活動に関わる役割は一層重要だと言わざるを得ません。

ただし、社会教育団体は、会の目的に賛同する人々による任意の団体であり、入会を強制されるものではありません。

PTAへの入会については、これらの必要性や役割について理解を得ることが必要なことから、入学時、進級時に学校や役員から説明を行い、さらに、研修などの機会に教育委員会からもお伝えしております。【担当：庶務課社会教育担当】

町会・自治会は、住民が地縁により自主的に組織し運営する任意団体です。江東区では、自治会設立のご相談に対し、町会・自治会への加入及び退会は会員の任意であることを会則に明記していただくようご説明しております。また、町会・自治会が任意団体であることについては、区報・ホームページ等で周知に努めてまいります。【担当：地域振興課地域振興係】

受付日：2010年02月22日

回答担当部署：その他 > その他 > その他

[▶いただいたご意見と回答トップに戻る](#)

[このサイトについて](#) | [更新履歴](#) | [プライバシーについて](#) | [著作権・リンクについて](#)

〒135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28 江東区役所 電話：03-3647-9111（代表）

[江東区役所への行き方](#)